○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区

域の指定……(環境局環境改善部化学物質対策課)

○東京都日暮里・舎人ライナーⅠCカード乗車券取

○東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程の一部

 $\equiv$ 

信三

日刊

東京都

公

告

四

土地区画整理事業の名称

発 行

# ○開発行為に関する工事完了(四件)………

課・開発指導第二課)…

Ŧī.

Ŧi.

事務所の所在地

町田都市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業

 $\widehat{\underline{}}$ 

Ŧī.

六

施行認可の年月日

渋谷区桜丘町三十一番二号東急桜丘町ビル

平成二十八年十一月二十八日

### ○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 建築指導事務所開発指導第一 .....(都市整備局多摩

## 件) ………(産業労働局商工部地域産業振興課)… 告

### 示

七

変更認可の年月日

令和四年二月二十四日

## ●東京都告示第百九十号

目

次

とおり告示する。 第一 項において準用する同法第九条第三項の規定により、 区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条 項の規定に基づき町田都市計画事業南町田駅周辺土地 同条第三 次の

○土地区画整理事業の事業計画の変更認可…………

…………(都市整備局市街地整備部区画整理課

○宅地建物取引業法による行政処分…………… …………(住宅政策本部住宅企画部不動産業課)

令和四年二月二十四日

東京都知事 小 池 百 合 子

施行者の住所及び氏名

渋谷区南平台町五番六号

○東京都地下高速電車ⅠCカード乗車券取扱規程の

 $\equiv$ 

取扱規程の一部を改正する規程………………○東京都地下高速電車外国人向けICカード乗車券

○東京都地下高速電車知的障害者旅客運賃割引規程

の一部を改正する規程 .....

東急株式会社 代表取締役 髙橋 和夫

町田市森野二丁目二番二十二号

 $\equiv$ 

町田市 上記代表者 市長 石阪 丈

渋谷区桜丘町二十四番四号

 $\equiv$ 

株式会社東急レクリエーション 代表取締役

菅野

(四)

事業施行期間

ヷ

平成二十八年十一月二十八日から令和四年九月三十日

 $\equiv$ 

рЦ

施行地区

○東京都日暮里・舎人ライナー連絡運輸規程の一部

○東京都日暮里・舎人ライナー外国人向けICカー

乗車券取扱規程の

一部を改正する規程…………

田市鶴間二丁目及び鶴間三丁目の各

部

ᄪ

1

を改正する規程………

## ●東京都告示第百九十一号

十条第一項の規定により、 六十五条第二項の規定による行政処分について、 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第 次のとおり告示する。 同法第七

令和四年二月二十四日

東京都知事 小 池 百 合子

被処分者

(-)商号 株式会社DIVINE

 $(\underline{\hspace{1cm}})$ 代表者氏名 代表取締役 小椋 亮

主たる事務 所の所在地 墨田区文花二丁目十三番 スタ押上四〇五 三号 ラフィ

 $(\Xi)$ 

免許証番号 東京都知事(1第一〇〇五八〇号

(Ŧī.) 免許年月日 平成二十九年五月十九日

 $\equiv$ 処分年月日 令和四年二月十五日

処分内容 業務の全部の停止十五日間(令和四年三月 一日から同月十六日まで)

適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第四号

四

 $\triangleright$ 

害物質の種類

鉛及びその化合物

## ●東京都告示第百九十二号

第六条第二項の規定により、 第 れ ば 項の規定により、 壤汚染対策法 ならない 土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ を指定するので、 · 区域 (平成十四年法律第五十三号) 以 下 特定有害物質によって汚染されてお 同条第三項において準用する 「形質変更時要届出区域」 次のとおり告示する 第十一 とい 同 条 法

別図

令和四年二月二十四日 東京都知 事 小

池

百

合 子

一丁目地内) 形質変更時要届出 区域 別図 のとおり (大田区西六郷

土壤汚染対策法施行規則

(平成十四年環境省令第二十

三 物 規則第三十一 適合していない特定有害物質の種類 以 下 「規則」 条第一 という。 一項の基準に適合していない特定有 第三十 条第一項の基準 六価クロム化合

### 【格子の回転角度(13度18分17秒)】-

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、 起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

### - 【起点】 -

起点は、大田区西六郷二丁目39番4の 地点番号1(X, Y)=(1.756, -0.248)の座標点とする。

### ·【座標軸】·

座標値は、大田区西六郷二丁目39番4の最北端を (X, Y)=(0, 0)とし、東西方向をX、南北方向をYとした相対座標である。

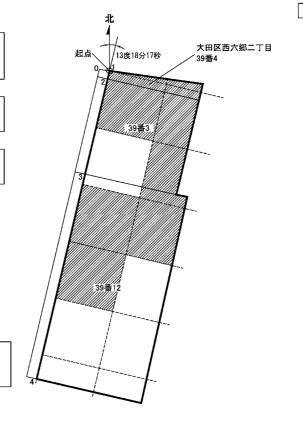
地点番号	X座標	Y座標
0	0.000	0.000
1(起点)	1.756	-0.248
2	1.433	-1.644
3	-2.429	-17.946
4	-10,731	-53.052

- 【凡例】 -

敷地境界(旧工場敷地) 形質変更時要届出区域

筆境界

---- 単位区画



### 程(交)

規

### ◉交通局規程第一号

改正する規程を次のように定める。東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程の一部を

正する。

令和四年二月二十四日

東京都交通局長 内 藤

淳

東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規

程の一部を改正する規程

帳保有者」を「療育手帳又はそれらの手帳保有者」に改め、第十六条第二項及び第三十五条第二項中「身体障害者手九年交通局規程第八号)の一部を次のように改正する。東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程(平成十

第四十二条第三項ただし書中「IC発行事業者」を「I「又は療育手帳」を削る。

Cカード発行事業者」に改める。

第四十四条第三項中「旅客規程」を「旅客営業規程」に

東

附則

改める。

)、第四十二条第三項ただし書及び第四十四条第三項の改この規程は、令和四年二月二十五日から施行する。 ただ

正規定は、公布の日から施行する

●交通局規程第二号

程の一部を改正する規程を次のように定める。東京都地下高速電車外国人向けICカード乗車券取扱規

令和四年二月二十四日

東京都交通局長 内

3

藤淳

たもの」を加える

人確認に利用することができるものとして交通局長が認め

東京都地下高速電車外国人向けICカード

車券取扱規程の

一部を改正する規程

程(令和元年交通局規程第十六号)の一部を次のように改東京都地下高速電車外国人向けICカード乗車券取扱規

帳又はそれらの手帳保有者」に改め、「又は療育手帳」を第十八条第三項中「身体障害者手帳保有者」を「療育手

附則

削る。

この規程は、令和四年二月二十五日から施行する。

の芳香し

## ●交通局規程第三号

を改正する規程を次のように定める。東京都地下高速電車知的障害者旅客運賃割引規程の一部

令和四年二月二十四日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都地下高速電車知的障害者旅客運賃割引

規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車知的障害者旅客運賃割引規程(平成東京都地下高速電車知的障害者旅客運賃割引規程(平成東京都地下高速電車知的障害者旅客運賃割引規程(平成東京都地下高速電車知的障害者旅客運賃割引規程(平成

附則

この規程は、令和四年二月二十五日から施行する。

## ●交通局規程第四号

する規程を次のように定める。東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程の一部を改正

令和四年二月二十四日

東京都交通局長 内 藤

淳

東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程の

部を改正する規程

局長が認めたもの」を加える。 場二十四条第二項中「療育手帳」の下に「又は療育手帳 第二十四条第二項中「療育手帳」の下に「又は療育手帳 東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程(平成二十年

者」を加え、同条中「及び知的障害者」を「又は知的障害者」を加え、同条中「及び知的障害者」に、「障害者本人」を「当該障害者」に、「介護する身体障害者の身体障害者手帳若しくは身体障害者手帳保有者」を「当該障害者」に、「介護する者」を「当該障害者」に、「介護する者の療育手帳」を削る。

者」に、「介護する身体障害者の身体障害者手帳若しくは保有者の本人確認に利用することができるものとして交通保有者の本人確認に利用することができるものとして交通保有者の本人確認に利用することができるものとして交通

局長が認めたもの」を加える。保有者の本人確認に利用することができるものとして交通の第三十四条第一項中「療育手帳」の下に「又は療育手帳」

る知的障害者の療育手帳」を削る。 第三十四条の二の見出し中「障害者」の下に「の介護者」を加え、同条中「障害者本人」を「当該障害者」に、 者手帳保有者」を「当該障害者の身体障害者手帳若しくは身体障害 者手帳保有者」を「当該障害者の身体障害者手帳若しくは が護する身体障害者の身体障害者手帳若しくは ができるのでで「の介護」

第五十七条第二項に次のただし書を加える。

東

京

第五十八条第二項に次のただし書を加える。

たいよい。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引

第五十九条第二項に次のただし書を加える。

ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引

るものとして交通局長が認めたもの」を加える。に「又は療育手帳保有者の本人確認に利用することができ第八十条第一項前段及び同条第二項中「療育手帳」の下

附 III

第二項にただし書を加える改正規定は、公布の日から施行し、第五十七条第二項、第五十八条第二項及び第五十九条この規程は、令和四年二月二十五日から施行する。ただ

### ●交通局規程第五号

の一部を改正する規程を次のように定める。東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程

令和四年二月二十四日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車

券取扱規程の一部を改正する規程

改正する。(平成二十年交通局規程第三十二号)の一部を次のように(平成二十年交通局規程第三十二号)の一部を次のように東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程

「又は療育手帳」を削る。 帳保有者」を「療育手帳又はそれらの手帳保有者」に改め、帳保有者」を「療育手帳又はそれらの手帳保有者」に改め、

C発行事業者規則」に改める。 第四十一条第四項中「IC発行事業者取扱規則」を「I

Cカード発行事業者」に改める。

附則

正規定は、公布の日から施行する。し、第四十一条第四項及び第四十二条第三項ただし書の改この規程は、令和四年二月二十五日から施行する。ただ

### ●交通局規程第六号

令和四年二月二十四日

東京都交通局長 内 藤

淳

東京都日暮里・舎人ライナー外国人向けIC

カード乗車券取扱規程の一部を改正する規程

東京都日暮里・舎人ライナー外国人向けICカード乗車

: - にて: : 。 券取扱規程(令和元年交通局規程第十九号)の一部を次の

ように改正する。

**亅っ。** 帳又はそれらの手帳保有者」に改め、「又は療育手帳」を 帳子八条第三項中「身体障害者手帳保有者」を「療育手

削る。

附

則

この規程は、令和四年二月二十五日から施行する。

### ●交通局規程第七号

する規程を次のように定める。東京都日暮里・舎人ライナー連絡運輸規程の一部を改正

令和四年二月二十四日

東京都交通局長 内 藤

淳

東京都日暮里・舎人ライナー連絡運輸規程の

一部を改正する規程

附

則

この規程は、 令和四年二 一月二十五日から施行する。

公

告

同番八十一 十一番五十、

代表取締役

築地

重彦

開発行為に関する工事の完了について

完了した。 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第

令和四年二月二十 应日

東京都多摩建築指導事務所長

浅

勉

住所及び氏名許可を受けた者の

開発区域又は工区に

含まれる地域の名称

区) 図の一部及び同番二 (第二工国分寺市西町一丁目十九番一 代表取締役 渡邉 裕

七 府中市若松町二丁目二十一番

立川市錦町二丁目四番三号

番地 成友興業株式会社 あきる野市草花千百四十一

あきる野市草花字下モ川原八

十七番八、同番十二、同番十

同番二十六の一部、同番二十 三、同番二十一、同番二十三、 代表取締役 細沼 順人

七, び同番六川原千九十五番一、同番五及 同番二十八、平沢字下モ

発行為に関する工事の完了について

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第

完了した。

令和四年二月二十四日

東京都多摩建築指導事務所長

浅

5

勉

含まれる地域の名称開発区域又は工区に

住所及び氏名許可を受けた者の

三鷹市北野二丁目二千三百四 同番五十一及び 株式会社飯田産業 武蔵野市境二丁目

号

開発行為に関する工事の完了について

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一

完了した。

令和四年二月二十四

東京都多摩建築指導事務所長

勉

0

含まれる地域の名称開発区域又は工区に

住所及び氏名

新宿区西新宿一丁目二十六

野村不動産株式会社 番二号

代表取締役 松尾 大作

開発行為に関する工事の完了について

市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

完了した。

令和四年| 一月二十四

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井

勉

六

住所及び氏名

含まれる地域の名称開発区域又は工区に

番六及び三十九番十三の各 東村山市野口町三丁目三十八 西東京市東伏見三丁目六番

七

部 (第 工区区

代表取締役 小寺タクトホーム株式会社

裕

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

ついて

その届出及び添付書類を縦覧に供する。 準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、 舗の変更について届出があったので、 「法」という。) 第六条第一項の規定により大規模小売店 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。 同条第三項において 以下

号 添えて、令和四年二月二十四日から四月以内に東京都産業 とする者は、意見の内容を記載した書面に「一氏名 あっては所在地) にあっては団体名及びその代表者の氏名) 労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番 なお、法第八条第二項の規定に基づき、 に到着するよう提出してください 三意見を述べる理由」を記載した書面を (二)住所 意見を述べよう (団体に (団体

令和四年二月二十四日

東京都知事 小 池 百 合 子

西口ビルディング

店舗所在地 豊島区西池袋一丁目十六番三号

設置者住所 設置者名 株式会社丸井ほか十一名 中野区中野四丁目三番二号ほか

匹  $\equiv$ 

Ŧī. 変更を行った設置 株式会社丸井ほか七名

変更前の設置者住 豊島区池袋二丁目八百六十三番地 (恩田商事株式会社)ほか

変更後の設置者住 所 豊島区西池袋一丁目十六番三 (恩田商事株式会社) ほか

(第17	7523 <sup>5</sup>	글)								東_	京	ī	郋	公	幸	8				令和	14年2月	124日	(木曜日	)	6
三	$\equiv$	_		-	十 九			十八			十七	十六	十 五		十 四		十三			十 二	+	· +			八
設置者名	店舗所在地	店舗名			) 従覧寺間			縦覧期間			縦覧場所	届出日	変更日	1 1 1	音 変	: - ‡	音の代長音名一 変更前の小売業	: 1	式名称 売業者の氏名又		称の氏名又は名者の氏名又は名	の氏名又は名称の氏名又は名称	代表者名の設置者の	代表者名	変更前の設置者の
名三井住友信託銀行株式会社ほか四	中央区京橋三丁目一番一号	東京スクエアガーデン	時まてを防く	分まで。ただし、正午から午後一 分まで。ただし、正午から午後一	干前九寺三十分から干後四寺三十	1	京都条列第十号)こ定める木日をの休日に関する条例(平成元年東)	月二十四日まで。ただし、東京都令和四年二月二十四日から同年六	- 号)	振興課(新宿区西新宿二丁目八番	産業労働局商工部地域	令和四年一月二十一日	令和三年九月一日ほか		木村 一義		宮嶋宏幸			株式会社ビックカメラ	材式会社セックオメラほカ三名	・ ク カ	(株式会		青井 浩(株式会社丸井)ほか
_		十七				十六		十 五	十四四	十三		<u>+</u>		+			十		九	Ţ	, t	: 六	$\Xi$	•	四
店舗名		縦覧時間				縦覧期間		縦覧場所	届出日	一変更日	者の代表者名	変更後の小売業	者の代表者名	変更前の小売業	称	業者の氏名又は名	変更を行った小売		変更後の設置者の	代表者名の設置者の	の設置者	の設置者	者名を行った設置		設置者住所
フォレストモール南大沢	時までを除く。	分まで。ただし、正午から午後一午前九時三十分から午後四時三十	除く。	京都条例第十号)に定める休日を一の休日に関する条例(平成元年東一	月二十四日まで。ただし、東京都	令和四年二月二十四日から同年六	一号)	東京都産業労働局商工部地域産業	令和四年二月一日	令和三年十二月六日ほか		松本 忠久		水野 秀晴			ウエルシア薬局株式会社	ほ	大山 一也(三井住友信託銀行株	会社)ほか(三井住友信計銀行材式	所及		. 2 .	カ	千代田区丸の内一丁目四番一号ほ
とよ		そ準									十				十			九	八	七	六	五	四	三	
とする者は、意見の内容	なお、法第八条第二章	その畐呂及び忝寸書頭を凝覧こ共する。準用する法第五条第三項の規定によりか	舗の変更について届出があったので、	広」という。) 第六を	人規模小売店舗立地は	こりて	大規模小売店舗立			j	一縦覧時間				縦覧期間			縦覧場所	届出日	変更日	の氏名又は名称変更後の小売業者	の氏名又は名称変更前の小売業者	設置者住所	設置者名	店舗所在地
意見の内容を記載した書面に「戸氏名(団体	法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう	その畐出及び忝寸諅質を従覧こ共する。	があったので、同条第三項において	「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店	大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下		大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に		時までを除く。	分まで。ただし、正午から午後一	午前九時三十分から午後四時三十	除く。	京都条例第十号)に定める休日をの付日に関する条例(平原元年夏	の木引に関ける米列(平戊元年東月二十匹日まで。ただし、東京都一	四日から	一	振興課(新宿区西新宿二丁目八番	東京都産業労働局商工部地域産業	令和四年二月一日	令和二年四月一日	株式会社サンドラッグほか三名	株式会社サンドラッグほか四名	住友ビル十一階新宿区西新宿二丁目六番一号新宿	合同会社フォレストプロパティ	八王子市南大沢二丁目二十五番

7	7 令	和4年2	月24日	(木曜日	1)		舅	京	都	公	報								(4	第17:	523	号)
	十三	<u>+</u> =	+	-	十	九	八	、 七		六	五	四	三	$\equiv$	-			号	労働	添えて、	あっ	にあ
	刻 変更前の閉店時	刻変更後の開店時	刻変更前の開店時	及び容量の保管施設の位置	変更後の発棄物等	及び容量 の保管施設の位置 変更前の廃棄物等	位置及び収容台数変更後の駐車場の	位置及び収容台数変更前の駐車場の	の合計	変更後の店舗面積	の合計変更前の店舗面積	設置者住所	設置者名	店舗所在地	店舗名	東	令和四年二月二十四日	に到着するよう提出してください	労働局商工部地域産業振興課		っては所在地)三意見	にあっては団体名及びその代表者の氏名)
	午後九時	午前九時ほか	午前十時		店舗西側 八・八三立方メートル	店舗西側(四・三一立方メートル	隔地 八台	. 地		二千七百八十四平方メートル	二千二百九十平方メートル	中野区中野四丁目三番二号ほか	株式会社丸井ほか十一名	豊島区西池袋一丁目十六番三号	西口ビルディング	東京都知事 小 池 百合子	[日	してください。	<b>﹑興課(新宿区西新宿二丁目八番一</b>	令和四年二月二十四日から四月以内に東京都産業	三意見を述べる理由」を記載した書面を	の代表者の氏名)□住所(団体に
				二十三			二 十 二	三十	二十	十九		十八		一 十 七			十六			十五五		十四四
				三縦覧時間			二縦覧期間	一縦覧場所	届出日	変更日	口の数及び位置の自動車の出入	変更後の駐車場	口の数及び位置	の自動車の出入変更前の駐車場	時間帯	ることができる	駐車場を利用す変更後の来客が	時間帯	ることができる	駐車場を利用す変更前の来客が	刻	変更後の閉店時
			1	時までを除く。 分まで。ただし、正午から午後一 午前九時三十分から午後四時三十		京都条例第十号)に定める休日を京都条例第十号)に定める休日を東の休日に関する条例(平成元年東月二十四日まで。ただし、東京都	令和四年二月二十四日から同年六一号	一号)振興課(新宿区西新宿二丁目八番東京都産業労働局商工部地域産業	令和四年二月七日	令和四年三月二十五日ほか		一箇所 隔地		一箇所 隔地			分まで午前八時三十分から午後九時三十			分まで 午前九時三十分から午後八時三十		午後九時ほか

_	(第17523号)	東	京	都	公	報	令和4年2月24日	(木曜日)	8
<del></del>									
発 電話 ○三(五三二一)一一一一(代) 解63-6 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号   番   号   東京都新宿区西新宿二丁目八番一号   番   号									
話京都									
○ 新									
二佰									
二 西									
二智京									
二 亍 【									
一 目									
一番									
代号都									
郵便番号									
定 価									
一 本 <b> </b> 箇 号 <b> </b>									
月									
送六									
トート									
含〇三									
。									
印刷所									
電 東 勝									
都美									
〇文 三京 al									
八日刷									
三一株									
(解送科を含む。)□「電話(○三(三八一二)五二○一(代))解100円   一箇月 六、六○○円   刷 東京都文京区白山一丁目十三番七号   倭一の一本号   三○円   所   勝 美 印 刷 株 式 会 社   号001									
J =									
(代七二									
ジ 号 社									
郵便番号 ┃ [13-0001 ┃									
FSC ミックス 紙 FSC* C006270									
FSC ミックス									
FSC* C006270									